

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年5月22日（平成30年（行個）諮問第91号）

答申日：平成31年3月6日（平成30年度（行個）答申第195号）

事件名：本人に係る人権侵犯事件記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書1ないし文書105（以下、順に「文書1」ないし「文書105」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年2月27日付け庶第112号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件の事案では、特定法務局の人権侵犯事件（開示請求者が申し立てた、特定年月日を開始日とする人権侵犯申立てに係る人権侵犯事件を指す。以下「本件人権侵犯事件」という。）の処理の過程において、処理の状況が本人に十分告知されず、照会をした本人に対して、結論が出るまで待つこと、また、いつ結論が出るかは答えられない旨を繰り返し対応されていた上に、措置の終了までに1年以上も時間がかかってしまい、その間に複数のサイトに転載されたために被害を拡大するという事態も生じた。
- (2) 以上の事態に至る経過を解明するために開示請求を行った。
- (3) 決裁日の日付や起案日、処理方針、参考事項などの情報の非公開は、遅延の事態の経過の解明を阻害することから、不適切である。処理方針は、類似案件が毎年二千件程度にのぼっていることに鑑みると、マニュアル化された一定の基準に従って運用されているものと考えられるところ、当該基準を非公開とすることは適切ではないから、処理方針は開示することが妥当と考えられる。
- (4) メールアドレスや電話番号については、いずれも行政機関のものであるから、非公開にすることは適切ではないものと思われる。メールアドレス

レスの情報を外部の者が知り得た場合には、外部の者はそのメールアドレスに対してメールを送付することは可能であるが、それ以上のことは出来ないから、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。なりすましチェックなどは、日頃の職務において励行されるべきことで、メールアドレスの秘匿というのは問題解決の方法として失当である。電話番号は、電話をかける事はできるが、業務として刑法上、適正な活動が保護されているものであること、迷惑電話をシャットアウトする事もできるなど、措置が取れる事からすると、支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。

- (5) URLはアドレスであるが（当審査会注：URLは、利用者の求めに応じてインターネット上のウェブサイトを検索し、識別するための符号である。）、通常ファイアウォールなどを設置して外部からの不正なアクセスをシャットアウトするものであること、アドレス内にパスワード情報を含む場合やアドレスのみで認証を行う場合など極めて特殊な場合を除き、不正なアクセスの危険性を高めることはなく、情報の改ざんやなりすましメールの送信が行われるおそれがあるとまでは言えない。
- (6) 対象者（下記第3の4（4）の要請対象者を指す。以下同じ。）は、法務局からの問合せに対して見解を示す権利があり、その見解を表に示さない権利があるとまでは言えない。そもそも、対象者は、インターネットの電気通信設備を管理する者であり、発信者自体ではないし、本件で顕著であるのは、対象者自体は特定されていないと考える余地もある。法務局は、「対象者が開示された場合の影響等を考慮するあまり、措置に伴う率直な意見交換をちゅうちょする」などと主張しているけれども、特定することができない匿名にすぎない者が法務局に対して示した見解について、当該見解が開示されることをもって、匿名者そのものへの影響というのはほとんどない（法人としては特定されていると見る余地はあるが、法人はプライバシー権の客体には当たらない）のであり、非公開とするまでの正当な理由が存するとは言えない。

また、「措置そのものに応じることも拒否するようになり、ひいては事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張するが、そもそも、本件では、措置に応じなかったし、措置に応じなかった管理者自体が、事務の適正な遂行に支障をもたらす行動を取ったことが自明である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報 の名称は、「人権侵犯についての手続に関する文書の一切。（インターネットに係る事案に関連する二件。特定ウェブサイトA及び特定ウェブサイトBに係るもの。）（特定法務局人権擁護部宛てに申告したもの。）特定年Aに申告をして特定年

Bになってから結果が通知されたもの。」である。

処分庁は、下記4の理由により、平成30年2月27日、保有個人情報の部分開示決定（原処分）をし、同日付け庶第112号「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」で審査請求人に通知した。

2 「人権侵犯事件記録」に編てつされる書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編てつされる書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

3 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部開示とする決定を求めていると解される。

4 部分開示を行った理由について

- (1) 審査請求の対象である本件人権侵犯事件の調査記録一式（以下「本件人権侵犯事件記録」という。）の中には、本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員（特定法務局職員を指す。以下同じ。）間の協議・検討の内容に係る情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌たんのない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を

達成することができなくなるおそれがあることから、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (2) 本件人権侵犯事件記録の中には、法務局に設置されている専用端末に関するURLが含まれている。

同URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- (3) 本件人権侵犯事件記録の中には、法務省及び法務局に設置されており、いずれも一般には公開されていない直通電話番号やメールアドレスなどが含まれている。

これらの通信手段は、法務省及び法務局において、職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いているために設置しているものであり、これらの情報が開示されることとなれば、外部の者がこれらを目だりに利用するおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当する。

- (4) 本件人権侵犯事件記録の中には、当機関（法務局を指す。以下同じ。）が、インターネット上の人権侵害に係る情報の削除を要請した際の要請先（以下「要請対象者」という。）とのやり取りの内容に関する情報が含まれているところ、要請対象者は、本件人権侵犯事件の直接の相手方ではない。

当機関が講じる人権侵害の救済のための措置には強制力がなく、要請対象者の任意の協力や応諾を得なければ、被害の救済が困難であるところ、措置に先立ち、当機関が、要請対象者に対して、侵害行為の違法性等に関して説明をするなどのやり取りをする場合がある。

このような要請対象者とのやり取りが外部に明らかにされた場合、要請対象者は、人権侵害の当事者からその意思決定過程に対する批判や反発を受けることをおそれ、当機関に任意に協力すること、措置に応じることを拒否するおそれがあり、当機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

5 その他

審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別紙1のとおりである。

別紙1中、「不開示理由」欄の(1)ないし(4)は、不開示理由が上記4の(1)ないし(4)のいずれに当たるかを示している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年5月22日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年6月4日 | 審議 |
| ④ 同年11月30日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ 平成31年2月4日 | 審議 |
| ⑥ 同月15日 | 審議 |
| ⑦ 同年3月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「特定年月日を開始日とする、開示請求者に係る人権侵犯事件記録一式」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定した上で、別紙1のとおり、そのうちの文書1、文書5ないし文書7、文書9、文書11、文書13、文書14、文書18、文書21、文書23ないし文書25、文書29ないし文書32、文書36ないし文書39、文書43ないし文書46、文書50ないし文書53、文書57ないし文書60、文書64ないし文書67、文書71ないし文書74、文書77、文書80、文書83、文書86、文書91、文書95、文書104及び文書105に記録された保有個人情報についてはその全部を開示したが、文書2ないし文書4、文書8、文書10、文書12、文書15ないし文書17、文書19、文書20、文書22、文書26ないし文書28、文書33ないし文書35、文書40ないし文書42、文書47ないし文書49、文書54ないし文書56、文書61ないし文書63、文書68ないし文書70、文書75、文書76、文書78、文書79、文書81、文書82、文書84、文書85、文書87ないし文書90、文書92ないし文書94及び文書96ないし文書103に記録された保有個人情報については、その全部又は一部（不開示部分は別紙1の「不開示部分」欄のとおり。以下「本件不開示部分」という。）が法14条7号柱書きの不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結

果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報記録された文書について

本件対象保有個人情報記録された文書は、本件人権侵犯事件記録であって、別紙1のとおり、本件人権侵犯事件に係る人権侵犯事件記録表紙(文書1)を先頭に、決裁文書(文書2, 文書3等), 特別事件開始及び調査結果報告書(文書4), 人権相談票(文書5等)等から構成されていて、審査請求人を被害者とし、特定年月日を開始日とする人権侵犯事件の処理に関する一連の文書であると認められる。

(2) 人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討の内容に係る情報が含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち、①文書2及び文書16の「決裁」欄下部の手書き記載部分の一部、「起案日」欄の記載内容部分の全部及び「決裁・供覧」欄の手書き記載部分の全部、②文書3の全部、③文書4の「処理方針」欄の記載内容部分の全部、「理由」欄の記載内容部分の全部及び通し番号10の「参考事項」欄の記載内容部分の全部、④文書10の「決裁」欄の一部、件名の一部及びメール本文の一部、⑤文書12の「決裁」欄の隣の手書き記載部分及び本文の全部、⑥文書15の全部、⑦文書17の全部、⑧文書19, 文書27, 文書34, 文書41, 文書48, 文書55, 文書62及び文書69の本文の全部、⑨文書20, 文書28, 文書35, 文書42, 文書49, 文書56, 文書63及び文書70の「11 その他の参考事項」及び「12 処理意見」の各欄の記載内容部分の全部、⑩文書22の全部、⑪文書26, 文書33, 文書40, 文書47, 文書54, 文書61, 文書68及び文書75の担当官意見の全部、⑫文書76, 文書102及び文書103の「件名」欄の記載内容部分の全部及びメール本文の一部、⑬文書98の本文の一部及び本文下部の手書き記載部分並びに⑭文書101の「課処理意見」欄の記載内容部分の全部に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の協議・検討の内容に係る情報が含まれているところ、当該情報は、上記第3の4(1)のとおり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 検討

(ア) 上記アの各文書に記録された保有個人情報に係る不開示部分のうち、別紙2に掲げる部分を除く部分には、特定法務局内部における本件人権侵犯事件の取扱いや処理に係る電子決裁の起案日を始め、当該電子決裁の過程で作成された文書、担当職員の具体的な処理意

見や評価又は心証等の内容，法務省と特定法務局がやり取りしたメールの件名，本文の一部又は全部，添付ファイルの名称などの本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の内部的な協議・検討の内容に係る情報や，その検討等の過程を推測させる情報が記載されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は，様々な領域における幅広い事象を扱うものであり，また，その内容も機微にわたるものが多い上，その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば，人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには，特定法務局内部において忌たんのない意見交換を行い，十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば，当該不開示部分（別紙２に掲げる部分を除く部分）が開示されることになると，職員が，今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し，その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り，十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし，自由かつ達な意見交換が行われなくなり，ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから，当該不開示部分は，法１４条７号柱書きに該当すると認められる。

(イ) ただし，別紙２に掲げる文書１５の通し番号８８及び通し番号８９の不開示部分については，人権侵犯事件に係る処理結果を通知する際の文書の雛形にすぎず，本件人権侵犯事件の調査・処理に関する職員間の内部的な協議・検討の内容に係る情報や，その検討等の過程を推測させる情報が記載されているとはいえず，これらの情報を開示したとしても，職員が，十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどし，自由かつ達な意見交換が行われなくなるなど，国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから，法１４条７号柱書きに該当しない。

(３) 特定法務局に設置されている専用端末に関するURL，法務省の直通電話番号並びに法務省及び特定法務局のメールアドレスについて

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 本件不開示部分のうち，文書１０，文書７６，文書７８，文書７９，文書８１，文書８２，文書８４，文書８５，文書８７ないし文書９０，文書９２ないし文書９４，文書９７，文書１０２及び文書１０３に記録された保有個人情報に係る不開示部分には，特定法務局に設置されている専用端末に関するURLが記載されており，これは，一般には公開されていないものであるところ，当該情報は，

上記第3の4(2)のとおり、法14条7号柱書きに該当する。

- (イ) 本件不開示部分のうち、文書8、文書10、文書78、文書81、文書84、文書87、文書88、文書92ないし文書94、文書96、文書97、文書99、文書100及び文書103に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、法務省の直通電話番号並びに法務省及び特定法務局のメールアドレスが記載されており、これらは、法務省職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている非公開のものであるところ、当該情報は、上記第3の4(3)のとおり、法14条7号柱書きに該当する。

イ 検討

上記ア(ア)の各文書は、本件人権侵犯事件に関し、法務省と特定法務局との間で送受信されたメール文書及びインターネット人権相談メール回答文書であって、当該文書に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、特定法務局に設置されている専用端末に関するURLの一部とみられる情報が記載されていると認められる。

また、上記ア(イ)の各文書に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、法務省の直通電話番号並びに法務省及び特定法務局のメールアドレスが記載されていると認められる。

当該URLが一般には公開されておらず、また、当該電話番号及びメールアドレスが、法務省及び特定法務局において職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いている非公開のものである旨の諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。そうすると、これらの情報が開示されることとなれば、事務の適正な遂行に支障を及ぼす旨の上記アの諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められる。

- (4) 特定法務局と要請対象者とのやり取りの内容に関する情報が含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

本件不開示部分のうち、文書100に記録された保有個人情報に係る不開示部分には、特定法務局と要請対象者とのやり取りの内容に関する情報が記載されており、当該情報は、上記第3の4(4)のとおり、法14条7号柱書きに該当する。

イ 検討

上記アの文書には、本件人権侵犯事件に関し、特定法務局と要請対象者との間で、任意の協力や応諾を得るためにやり取りした内容が記録されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯の救済措置は、要請対象者の任意

の協力や応諾を得ながら行われるものであり、特定法務局と要請対象者との間で行われた、人権侵害行為の違法性等に関して説明をするなどのやり取りに係る情報が他の関係者に明らかにされると、要請対象者が、人権侵害の当事者からその意思決定過程に対する批判や反発を受けることを恐れるなどして、特定法務局に任意に協力することや措置に応じることを拒否するようになるなど、人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きに該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙2に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 本件対象保有個人情報記録された文書

特定年月日を開始日とする，開示請求者に係る人権侵犯事件記録一式
 （本件人権侵犯事件記録。具体的には下記の文書 1 ないし文書 105 であり，その不開示部分は下記のとおり。）

文書番号	通し番号	文書名	不開示部分	不開示理由
文書 1	1	人権侵犯事件記録表紙		
文書 2	2, 3	決裁用紙	「決裁」欄下部の手書き記載部分の一部 「起案日」欄の記載内容部分の全部 「決裁・供覧」欄の手書き記載部分の全部	(1)
文書 3	4 ~ 8	文書 (案)	全部	(1)
文書 4	9 ~ 13	特別事件開始及び調査結果報告書	「処理方針」欄の記載内容部分の全部 「理由」欄の記載内容部分の全部 「参考事項」欄の記載内容部分の全部 (ただし，通し番号 10 の当該部分)	(1)
文書 5	14	人権相談票		
文書 6	15 ~ 17	本人確認情報		
文書 7	18 ~ 39	対象情報		
文書 8	40	メール文書	「宛先」欄の記載内容部分の全部 「CC」欄の記載	(3)

			内容部分の一部 メール本文の一部	
文書 9	41～ 79	対象情報		
文書 10	80	メール文書	「決裁」欄の一部 件名の一部 メール本文の一部	(1)
			電話番号の一部 メールアドレス	(3)
			URL	(2)
文書 11	81	電話聴取書		
文書 12	82, 83	文書(案)	「決裁」欄の隣の 手書き記載部分及 び本文の全部	(1)
文書 13	84, 85	文書		
文書 14	86	資料		
文書 15	87～ 89	資料	全部	(1)
文書 16	90, 91	決裁用紙	「決裁」欄下部の 手書き記載部分の 一部 「起案日」欄の記 載内容部分の全部 「決裁・供覧」欄 の手書き記載部分 の全部	(1)
文書 17	92	文書(案)	全部	(1)
文書 18	93	特別事件処理報告書		
文書 19	94～ 96	文書(案)	本文の全部	(1)
文書 20	97～ 99	人権侵害情報認知の 報告書	「11 その他の 参考事項」欄の記 載内容部分の全部 「12 処理意 見」欄の記載内容 部分の全部	(1)

文書 2 1	1 0 0 ~ 1 0 7	対象情報		
文書 2 2	1 0 8 ~ 1 1 2	文書 (案)	全部	(1)
文書 2 3	1 1 3 ~ 1 1 5	本人確認情報		
文書 2 4	1 1 6	人権相談票		
文書 2 5	1 1 7 ~ 1 1 9	メール文書		
文書 2 6	1 2 0 ~ 1 3 7	資料	担当官意見の全部	(1)
文書 2 7	1 3 8 ~ 1 4 0	文書 (案)	本文の全部	(1)
文書 2 8	1 4 1 ~ 1 4 3	人権侵害情報認知の 報告書	「1 1 その他の 参考事項」欄の記 載内容部分の全部 「1 2 処理意 見」欄の記載内容 部分の全部	(1)
文書 2 9	1 4 4 ~ 1 4 6	対象情報		
文書 3 0	1 4 7 ~ 1 4 9	本人確認情報		
文書 3 1	1 5 0	人権相談票		
文書 3 2	1 5 1	メール文書		
文書 3 3	1 5 2 , 1 5 3	資料	担当官意見の全部	(1)
文書 3 4	1 5 4 ~ 1 5 6	文書 (案)	本文の全部	(1)
文書 3 5	1 5 7 ~ 1 5 9	人権侵害情報認知の 報告書	「1 1 その他の 参考事項」欄の記 載内容部分の全部 「1 2 処理意 見」欄の記載内容 部分の全部	(1)
文書 3 6	1 6 0 ~ 1 6 2	本人確認情報		

文書 3 7	1 6 3	人権相談票		
文書 3 8	1 6 4	対象情報		
文書 3 9	1 6 5	メール文書		
文書 4 0	1 6 6 ~ 1 6 8	資料	担当官意見の全部	(1)
文書 4 1	1 6 9 ~ 1 7 1	文書 (案)	本文の全部	(1)
文書 4 2	1 7 2 ~ 1 7 4	人権侵害情報認知の 報告書	「1 1 その他の 参考事項」欄の記 載内容部分の全部 「1 2 処理意 見」欄の記載内容 部分の全部	(1)
文書 4 3	1 7 5	対象情報		
文書 4 4	1 7 6 ~ 1 7 8	本人確認情報		
文書 4 5	1 7 9	メール文書		
文書 4 6	1 8 0	人権相談票		
文書 4 7	1 8 1 ~ 1 8 4	資料	担当官意見の全部	(1)
文書 4 8	1 8 5 ~ 1 8 7	文書 (案)	本文の全部	(1)
文書 4 9	1 8 8 ~ 1 9 0	人権侵害情報認知の 報告書	「1 1 その他の 参考事項」欄の記 載内容部分の全部 「1 2 処理意 見」欄の記載内容 部分の全部	(1)
文書 5 0	1 9 1 , 1 9 2	対象情報		
文書 5 1	1 9 3 ~ 1 9 5	本人確認情報		
文書 5 2	1 9 6	人権相談票		
文書 5 3	1 9 7	メール文書		
文書 5 4	1 9 8 , 1 9 9	資料	担当官意見の全部	(1)
文書 5 5	2 0 0 ~	文書 (案)	本文の全部	(1)

	202			
文書56	203～ 205	人権侵害情報認知の 報告書	「11 その他の 参考事項」欄の記 載内容部分の全部 「12 処理意 見」欄の記載内容 部分の全部	(1)
文書57	206	対象情報		
文書58	207～ 209	本人確認情報		
文書59	210	人権相談票		
文書60	211	メール文書		
文書61	212～ 215	資料	担当官意見の全部	(1)
文書62	216～ 218	文書(案)	本文の全部	(1)
文書63	219～ 221	人権侵害情報認知の 報告書	「11 その他の 参考事項」欄の記 載内容部分の全部 「12 処理意 見」欄の記載内容 部分の全部	(1)
文書64	222, 223	対象情報		
文書65	224～ 226	本人確認情報		
文書66	227	人権相談票		
文書67	228	メール文書		
文書68	229～ 232	資料	担当官意見の全部	(1)
文書69	233～ 235	文書(案)	本文の全部	(1)
文書70	236～ 238	人権侵害情報認知の 報告書	「11 その他の 参考事項」欄の記 載内容部分の全部 「12 処理意 見」欄の記載内容	(1)

			部分の全部	
文書 7 1	2 3 9	対象情報		
文書 7 2	2 4 0 ~ 2 4 2	本人確認情報		
文書 7 3	2 4 3	人権相談票		
文書 7 4	2 4 4	メール文書		
文書 7 5	2 4 5 ~ 2 4 8	資料	担当官意見の全部	(1)
文書 7 6	2 4 9	メール文書	「件名」欄の記載 内容部分の全部 メール本文の一部	(1)
			U R L	(2)
文書 7 7	2 5 0	人権相談票		
文書 7 8	2 5 1	インターネット人権 相談メール文書	U R L	(2)
			メールアドレス	(3)
文書 7 9	2 5 2	インターネット人権 相談メール回答文書	U R L	(2)
文書 8 0	2 5 3	人権相談票		
文書 8 1	2 5 4	インターネット人権 相談メール文書	U R L	(2)
			メールアドレス	(3)
文書 8 2	2 5 5	インターネット人権 相談メール回答文書	U R L	(2)
文書 8 3	2 5 6	人権相談票		
文書 8 4	2 5 7	インターネット人権 相談メール文書	U R L	(2)
			メールアドレス	(3)
文書 8 5	2 5 8	インターネット人権 相談メール回答文書	U R L	(2)
文書 8 6	2 5 9	人権相談票		
文書 8 7	2 6 0	インターネット人権 相談メール文書	U R L	(2)
			メールアドレス	(3)
文書 8 8	2 6 1	インターネット人権 相談メール文書	U R L	(2)
			メールアドレス	(3)
文書 8 9	2 6 2	インターネット人権 相談メール回答文書	U R L	(2)
文書 9 0	2 6 3	インターネット人権 相談メール回答文書	U R L	(2)
文書 9 1	2 6 4	人権相談票		

文書 9 2	2 6 5	インターネット人権 相談メール文書	U R L	(2)
			メールアドレス	(3)
文書 9 3	2 6 6	インターネット人権 相談メール文書	U R L	(2)
			メールアドレス	(3)
文書 9 4	2 6 7 , 2 6 8	インターネット人権 相談メール回答文書	U R L	(2)
			メールアドレス	(3)
文書 9 5	2 6 9	人権相談票		
文書 9 6	2 7 0	インターネット人権 相談メール文書	メールアドレス	(3)
文書 9 7	2 7 1 , 2 7 2	インターネット人権 相談メール回答文書	U R L	(2)
			メールアドレス	(3)
文書 9 8	2 7 3 , 2 7 4	文書	本文の一部 本文下部の手書き 記載部分	(1)
文書 9 9	2 7 5	メール文書	「宛先」欄の記載 内容部分の全部 「 C C 」欄の記載 内容部分の一部 メール本文の一部	(3)
文書 1 0 0	2 7 6 , 2 7 7	メール文書	「差出人」欄の記 載内容部分の全部 「 C C 」欄の記載 内容部分の全部	(3)
			「件名」欄の記載 内容部分の全部	(4)
			メール本文の一部	(3) , (4)
文書 1 0 1	2 7 8	立件・処理等に関する 稟議書	「課処理意見」欄 の記載内容部分の 全部	(1)
文書 1 0 2	2 7 9	メール文書	「件名」欄の記載 内容部分の全部 メール本文の一部	(1)
			U R L	(2)
文書 1 0 3	2 8 0	メール文書	「件名」欄の記載 内容部分の全部	(1)

			メール本文の一部	
			電話番号の一部 メールアドレス	(3)
			U R L	(2)
文書104	281~ 777	資料		
文書105	778	人権相談票		

別紙 2 開示すべき部分

文書 1 5 の通し番号 8 8 及び通し番号 8 9 の不開示部分